

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷九十二第

行發日一月九年四和昭

論叢

相續税の弱點 法學博士 神戸 正雄

津藩の均田策 經濟學博士 本庄榮治郎

經濟靜學と經濟動學 文學博士 米田庄太郎

說苑

我國の經費増加と物價の變動 經濟學士 小山田 小七

講演

上海の社會狀態 法學士 櫻木 俊一

雜錄

越前米浦の農民逃散 經濟學博士 黒 正 巖

獨逸^{に於ける}交通政策研究の現況 法學士 前田 稔 靖

投資トラストに關する一考察 經濟學士 一谷藤一郎

艦船工場に於ける職工の生活 經濟學士 芝 元 一

物價指數に關する一論 經濟學士 木村喜一郎

マイヤー文庫 經濟學博士 沙見 三 郎

近着外國經濟雜誌主要論題

雜 錄

越前米浦の農民逃散

黑 正 巖

先頃、宇都宮高等農林學校の杉本英壽氏といふ未知の人から、米ノ浦農民運動史と題する一冊子を送られた。早速披見すると、序論、本論、結論、京大教授黒正巖博士に、の四項に分ち、米ノ浦に關する根本資料によつて、可なり詳かに叙述されて居た。而してその書を公刊せられた目的が、余の研究の吟味にあるものなるかに覗はれたから、私に關する限りの事に就いて聊か愚見を開陳し、同時に杉本氏の論考に對する批評を加へ度いと思ひ、茲に筆をとる事とした。

二

私は徳川時代の百姓一揆の抵抗形態を分ちて積極的消極的の二とし、更に前者を強訴と越訴とに區別し、又消極的抵抗の典型的なるものとして逃散を挙げ、之を隱密的逃散と示威的逃散に分つて常としてゐる。而して私は已に本誌(昭和三年正月號)に於て特に農民逃散のみに關して詳論したこともあり、又大阪毎日新聞紙上に連載發表したる「百姓一揆の話」の中に於ても、拙著「百姓一揆の研究」に於ても少しく之に論及した。逃散に關する事例は相當多數に上るものゝ如く、その發生の状態、地理的分布狀態の如きは、百姓一揆の研究上、將た又徳川時代封建社會の變遷過程を知る上に、頗る興味あり且つ重要なる問題である。之等農民逃散の中、隱密的逃散の面白き事例として正保元年五月に越前國丹生郡米ノ浦に發生したと思はるゝ農民逃散を舉げた。因より之は余が親しく越前に赴きて根本資料を探訪した結果に基くのではなく、地方史編纂の權威

者たる牧野信之助氏が數年間刻苦して完成せられたる福井縣史に據つたのである。福井縣史は藩の記録と思はるゝ文書、即ち、「丹生郡米ノ浦之百姓、昨年五月

庄屋一人相殘、村人一同(百六人)船にて致出奔候に付、方々相尋候處、越後新潟に罷在候に付、今日召連

歸致吟味候處、頭取市兵衛、六藏、孫市與申者は行衛不相知候に付、兵四郎、次兵衛と申者兩人追而入牢中附」(正保二年三月二十二日)によつたのであるから、

私は之を疑はずして、直ちに用ひたのである。牧野氏

は今日迄屢々大部の地方史を編纂せられ、殆ど半生を地方史の研究に傾倒して居られ、殊に一度地方史編纂

の事に従はるゝや、各地を隈なく巡歴して門外不出の資料を探索し、然る後細心なる注意を以て、書き上げ

られて居るのであるから、之をしも尙ほ疑ふべくんば、己刊の書物中恐らく信憑して然るべきものは一つ

もないといつてよからう。されば農民史の權威たる小野武夫博士も矢張り福井縣史收載の記録をそのまゝ用

ひられて居る(同氏著農村社會史論講八八頁)。神なら

ぬ人の身の事であるから、過誤、見のがしが無いとはいへない。只問題は、一定の事件が全然なかつたか或は根本的に間違つて居るかといふ事に存する。

三

杉本君の所論は、その文章の生硬なる事、言ひ廻ししの明確でない事との爲めに、よくその本旨を理解するに苦しむが、そのいはんとする所は大體次の如くであるらしい。

- (1) 農民(半農半漁)が重税の爲め非常に疲弊し、己に舟などは借金の抵當としたり、喪失して居たら、舟を有する者少く舟で逃げうる筈がない。又舟で逃げる事は運送技術上不可能である。

- (2) 逃散の行はれたのは正保元年五月であるが、然かもその年の八月及び十一月付の殘米分の整理證文并に大豆の整理證文の證人中に村民の名が見えるから、村民が總べて逃散したものではない。

- (3) 農民は庄屋の計略にて收稅役人の來た時に一同

が逃散した形となし、裏山の高地にかくれて居た。現在鑑田といふのがあるのは、かゝみて居た田、隠れて居た田の、かゞみ田、隠田の變形字である。全部逃散したといふのは徴税役人が責任回避の手段として考へ出したのであるといふ。

(4) 故に農民は全部逃散したのではない、或は少數の者は逃散したかも知れぬが、事實が遠ふから、藩の文書をそのままに信賴したる黒正の見解は皮想であり、獨斷であると非難する。

以上の所論はその呈示せられたる文書による時は一應首肯せられない事もないが、併し尙ほ杉本氏のいふ所の全部のものが逃散したのではないとの斷定も輕々には信ぜられない。その理由は次の如くである。

(a) 杉本氏は縷々として色々の文書を列擧して余の說を論難し、或は「輕舉」、「皮屑的」、「述者の創造的文字」等の辭句を以て非議せられ乍ら、氏の所説と全く反對の事實を立證すべき記事を示して居る。曰く、

御請狀の事

今度米ノ浦百姓共駈落仕り候所(米ノ浦)に彦左衛門一人權り(罷りの誤?)立ち申す所實證なり、自然後日に彦左衛門駈落仕候はゞ五日の内に尋ね出し、きつと差上可申候、若し遅々仕り候はゞ何様にも我々方へ御存分次第に仰付らるべく候、其れに一言の申分御座あるまじく候、後日の爲御請狀仕り差上申す所依つて件の如し

正保元年五年十二月

厨 浦 與兵衛

高佐浦 彦兵衛

坂井勘左衛門様

杉本氏はこの記事の信憑性を評價して曰く、奸婦腹切りを爲した程の暴君のあとを受けた時代の事だから、當時の記録は凡べて形式的叙述にすぎずと斷じて、従て右の文書の如きも、「記述としての文字と見るべきで何等の意味を介在しないものと見るべきである」と——よくその意味は分らぬが——勇敢に斷定してある。勿論吾人は舊記録を見る場合には、常にその

形式と内容との合致、論理的妥當を考へねばならぬが、杉本氏の如き態度を以て凡ての文書を解する時は、恐らく歴史の研究は不可能であらう。氏が若し當時の文書を以て「形式的叙述」にして意味なしとするならば、氏が氏の主張を基礎づけんとする當時の記録も亦信憑出來ないわけであるから、所詮、氏の説自身も信賴出來ぬといふ矛盾に陥つて居る。右の記事によれば、全部の者が打ち揃ふて遠方に逃げたか否かは疑問であるが、併し米ノ浦一村の者一同が隱密に逃散した事實は否定する事は出來ぬであらう。

(b) 百姓は逃げるべき舟がなかつたらうし、又百六人のものが逃げるには少くも五十隻の舟が入要だから、船で逃げる筈はないといふが、併し百六人の人乗せる丈の舟は如何に小さなものでもそんなに多くは要しない。殊に一村擧げて逃亡したとすれば、相當に共同すべきであるから、全部のものが舟を有せずとも、致してさしつかえはない。百六人乗せるには二十隻もあればよい。米ノ浦に少しも舟がなかつたと

は考へられない。故にこの點のみよりして全部逃散したものでないとの斷定は出來ぬ。

(c) 正保元年の八月、十一月の文書に村民の名があるから、全部逃散しなかつたといふも、從來余の研究せる所によると、百姓一揆の發生したる場合に、最後迄農民が一致團結して歩調を合はせ行動を共にする事は困難にして中途で脱退するものが出て来る。殊に逃散に至つては郷土をすて、他郷に行くのであるから、途中から歸郷するものが出易い。故に杉本氏の示すが如き記事を以てしては直ちに反證となす事は出來ぬ。中途より引き返へし、徒黨に反逆したのもかも知れぬ。この邊一層の研究を必要とする。

(d) 米ノ浦に鑑田と稱する所のある事から、之を以て當時農民のかくれたる田、かぢみたる田とする事は大に疑問とする所である。故老の説を信憑せられて居るようであるが、この故老が當時の人ならばいざ知らず、三百年も前の事につきて米ノ浦の農民の故老のいふ事は、種々の文書を信憑せられない杉本氏が何故に

信賴せられたか、余の了解に苦しむ所である。隠田といふは、一般の用語例に従へば人がかくれる事を意味するのではなく、租税遁脱の爲めに持高に繰り入れられないように隠した田の事である。鑑田も余の推察によれば所謂隠田にして、杉本氏のいふ隠田ではあるまい。假りにこの田に農民が、氏の謂ふ如くかくれたとしても、それはたまくその田にかくれたといふに止り、之を以てかゞみ田の由來を説明するには足らぬ。尤も一村全體のものが逃げ出す事を庄屋丈け知らずに居るといふが如きは、田舎の事であるから常識上考へられない事である。故に杉本氏のいはるゝように、知つて知らぬ態度をとつたことは想像に難くないが、併し夫れは單に想像たるに止り、鑑田と結びつけて、庄屋が計略にて一時的に百姓をかくれさせたといふのは餘りにうがちすぎた考察ではあるまいか。同時に之によつて全部が逃散しなかつたといふ反證となすには不充分である。

四

以上の多く杉本氏の説は直ちに以て凡べてを肯定する事も出来ず、従て又米ノ浦一村全體の百姓が逃散したのではない、との駁論とするには尙ほ研究の餘地が多々あるように思はれる。又假りに杉本氏の所説の如く、全部が隱密の逃散をしたものでないとし、又船にて他領に逃散したものでないとするも、逃散の行はれたる事は一點疑ひのない事實である。夫れが一年も永きに亘つて全體が他領に逃れたか、又は單に一時的に近傍に逃亡したかゞ問題たるにすぎぬ。吾人が福井縣史の示すまゝに一例として列擧したのは、逃散の形態又は繼起の状態に關する概念を確立する爲めであつて、その原則的事實に誤りさへなくば、余の研究に對しては何等の變動をも與へず、従て又余の所論を覆へすものではない。而して已に述べたるが如く、小野博士も私と同じく、その著「農村社會史論講」中、封建農民の消極的抵抗なる一篇に於て、百姓退轉を論ずる

に方り、矢張り福井縣史の記事をそのままに援用して居られる。杉本氏が何故に私に對してのみ反對せらるゝのか、その意を解しないが、恐らく杉本氏はこの論文のある事を知らなかつたものと思はれる。若し杉本氏が小野氏に對して私に對すると同じ非難をせられたらんには、小野氏も亦私と同じき反駁を加へられた事と信ずる。

要するに杉本氏の論文はその地方的特殊資料をよく蒐集せられたる事につきては大に敬意を表するものであり、且つ余の拙き研究によつて杉本氏の如き篤學の士の出現を促したことは、たとひ拙著が夫れ自身積極的に存在の理由を有しないにしても、少くとも學界に對して消極的の貢獻をなし得たる事と心ひそかに喜ぶものである。同時に更に第二、第三の杉本君が輩出して、根本資料によつて私達の誤りを是正せられん事を希望して止まぬ。

杉本氏の著は四六倍判三十三頁の小冊子ではあるが、その資料の蒐集には可なり苦勞せられたあとが歴然として覗はれる。併し乍ら甚だ遺憾の事には、資料の取扱方、即ちこなし方が不充分にして聊か窮窟の感じがする。今少し有效に活用出来たと思はるゝ點が少くない。殊に杉本氏は、誠に失禮な申分かも知れぬが、古文書の理解力に乏しき上に、文章が生硬、文字が出たらめに使つてある爲め、折角の論旨が著しく不明瞭のものとなり了つて居る事は、私の最も遺憾とする所である。又植字者の關係ではあらうが誤植が頗る多く、然かも前述の如く筆者自らが出たらめの文字を使用して居るので、誤植か筆者の誤りか、けぢめのつかぬ場合もあつて、私は讀み行く間に屢々前の方を讀み返へす必要に迫られた。例へば開卷劈頭に、「資料いつ集の困難」とあるので如何なる意味かと思つて居たら、後の方に「集」といふ字が出て來たので、一層不可解となつたが、それは恐らく輯集の意味であらう、強いて輯集の誤字と解しても資料の蒐集、採集とはい

ふが、輯集とは餘りいはない。まして之をいつ集とよむに至つては、以て筆者の日本語の能力を疑はざるを得ない。之れでは折角の議論も先づその間の輕重を疑はれるから、この點よく御注意あり度きものである。

その他普通の日本人の使用しない辭句が非常に多く枚舉に遑がない。殊に資料の原文を擧げた場合に、屢々註釋が挿入してあるが、その内、間違つたものが頗る多く、爲めに筆者の理解力を疑はしめ、却つて全體の價値を少くするの虞がある。例へば、「少しも異亂(異存)あるまじく候」(九頁)、「御免(三割免、五割免と納税高の減税を意味する)相當御容謝遊ばされ云々」(二二頁)等、所々にこの種の誤註が見出される。少くともその註釋に妥當を欠ぐと思はるゝもの續出し、讀者をして無くもがなの感を懐かしめる。要するに杉本氏の努力、殊に米ノ浦に關する古文書を蒐集せられたる功績は之を多としなければならぬが、餘りに小事に拘泥し、余(從て小野博士)の例示せる事實を非難するに急なりし爲め、却て貴重なる文書が有効に活用せら

れなかつた事を深く遺憾とするものである。更に一層の推敲を加へられ、よりよきものに仕上げられん事を冀望する次第である。